

議案第122号

## 静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月19日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

第31条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第6号アの改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。